

秦野市個人番号の利用事務を定める条例を制定することについて

秦野市個人番号の利用事務を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に規定する、地方公共団体が条例で定めることにより個人番号を利用することができる社会保障、地方税及び防災に関する事務のうち、本市が利用する個人番号に係る事務を定めるため、制定するものであります。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用に係る事務)

第3条 市長は、次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその特定個人情報の提供を受けるときは、この限りでない。

事務	特定個人情報
生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの

健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ

ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者からその特定個人情報の提供を受けるときは、この限りでない。

(書面提出の省略)

第4条 前条各項本文の規定により市長又は教育委員会が特定個人情報を利用するに際して、他の条例、規則その他の規程の規定により書面の提出を個人番号に係る個人に義務付けている場合で、その書面がその特定個人情報と同一内容の情報を含むときは、その個人は、書面の提出を要しないものとする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。